

第 56 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から8の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の8の項中「第8条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第8条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第15条第1項若しくは第2項」を「第15条第1項から第3項まで」に改め、「第15条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第23条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第23条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第39条第1項から第4項まで」を「第39条第1項から第5項まで」に、「第39条の2第1項から第3項まで」を「第39条の2第1項から第4項まで」に改め、「第47条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第47条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第57条第1項若しくは第2項」を「第57条第1項から第3項まで」に改め、「第57条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第58条の13第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第58条の13の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第66条第1項若しくは第2項（同条第5項）」を「第66条第1項から第3項まで（同条第6項）」に、「同条第3項（同条第5項）」を「同条第4項（同条第6項）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。